

## 若者の文化芸術活動育成支援事業実施要項

### 1 趣 旨

若者の文化芸術活動育成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条に規定する同事業の実施について、必要な事項を本実施要項のとおり定める。

### 2 内 容

#### (1) 補助対象団体

ア 文化芸術活動を行う団体とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び文化芸術団体等で、主たる活動場所を千葉県内としていること。

イ 上記アの文化芸術団体とは、主たる構成員が文化芸術活動を行う者又は芸術団体であること。

#### (2) 補助対象経費

ア 参加者より入場料・参加費を徴した場合は、これを収入とし、補助対象経費より控除すること。

イ 要綱別表中の助成金とは、次の団体からの助成金等を指す。

(ア) 国及び市町村、独立行政法人日本芸術文化振興会、公益財団法人地域創造等が行う文化芸術事業を対象とした助成

(イ) 企業等からの寄附金

ウ 次に係る経費は補助対象外とする。

(ア) 出演費・謝金・旅費

(イ) 花束等、賞品、賞金に係る経費

(ウ) 入場券販売手数料、振り込み手数料及びマネージメント料等の手数料に係る経費

(エ) 飲食に係る経費

(オ) 楽器、設備器具、衣装及び美術作品等、事業終了後に団体に残るものの購入に係る経費

(カ) 申請団体の運営や構成員に支払われる経費

#### (3) 事業実施方法

ア 参加体験は、主たる参加対象者を40歳未満の者とする事。

イ 芸術鑑賞は、主たる出演・実演者を40歳未満の者とする事。

ウ 同一事業と認められる場合、補助対象期間内に複数回あるいは複数日にわたって実施することができる。ただし、参加体験と芸術鑑賞を組み合わせる場合は、1組として実施すること。

エ 参加者は公募とする事。

#### (4) 事業の採択

同一団体による複数申請は、採択の対象としない。

附則 この要項は平成26年4月23日から施行する。